

## 教育機関の選定基準の見直しについて

日頃から出入国在留管理行政に関し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

出入国在留管理庁においては、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、留学生が申請する際に提出書類を省略等し簡素な手続で対応することができる対象校（適正校）を選定しております。

当該選定については、今般、次のとおり基準の見直しを行いました。

令和元年の選定作業より、これまで指標としてきた不法残留者に加え、新たな指標を加えることとし、具体的には、

- ① 不法残留者の数
- ② 在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するものに限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者の数
- ③ 在留資格を取り消された者の数
- ④ 資格外活動の許可を取り消された者の数
- ⑤ 退去強制令書が発付された者の数

の合計数の在籍者（「留学」の在留資格の者に限る。）に対する割合が5パーセントを超える教育機関について、入国・在留審査にあたって簡素化した手続ではなく、通常どおり慎重な審査を行う教育機関（慎重審査対象）とすることとしました。

なお、このほか、地方出入国在留管理局から指導があったにも関わらず出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務を履行していない教育機関、その他在籍管理が適切でないと認められる事情がある教育機関については慎重審査対象に該当するものとしていますが、この点については従来どおりの取扱いに変更はありません。

おって、令和元年6月11日に文部科学省と出入国在留管理庁が共同で公表した「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」においては、3年連続で慎重審査対象校となった教育機関については、改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与

を停止する旨の方向性が記されていますが、当該措置に当たっては、3年連続で慎重審査対象校に該当したことのみで判断するのではなく、教育機関の実態を確認し、改善の見込み等を勘案した上で行うこととしています。また、「3年連続」での慎重審査対象校の該当性については、令和元年の選定結果からでなく、次回の令和2年の選定結果から起算する予定としておりますので申し添えます。

今後とも、外国人留学生の適正な受入りに御協力いただきますよう、お願い申し上げます。